

# 改元に関するご案内

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

**2019年5月1日（水）の改元**に関するQ&Aをご案内いたします。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 改元に関するQ&A

**Q 1** 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？ その場合、訂正印は必要ですか？

**A 1** お客さまが既にお持ちの帳票・書式類や新元号「令和」への移行にお時間をいただく帳票類等において、「平成」表記の帳票・書式類がある場合は、そのままご使用いただけます。  
お客さまが新元号「令和」に訂正される場合は、「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入ください。（当金庫に元号訂正のゴム印を用意しております。）旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。

〔訂正例〕 2019年5月7日の日付を記入する場合（2例）

令和

令和

① 平成1年5月7日      ② 平成元年5月7日

※書類によっては訂正印をお願いする場合がありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**Q 2** 2019年5月以降、「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか？

**A 2** 改元後も「平成」表記の手形・小切手は使用できます。その場合、お手数ですがご使用の際は下記のとおり訂正いただきますようお願い申し上げます。（訂正印は不要です。）

〔訂正例〕 令和

平成1年5月○日      ※「元年」表記でも差し支えありません。

※手形・小切手につきましては、改元日以降で「平成」表記の場合は、新元号「令和」に読み替えて取扱い致しますので、改めて訂正する必要はありません。ただし、振出日・支払期日等が誤って記載されていると思われる場合は、日にちの確認、訂正印をお願いする場合があります。

**Q 3** 新元号「令和」の手形・小切手は改元後、すぐに発行されますか？

**A 3** 新元号「令和」表記の手形・小切手帳は、平成31年4月22日（月）より発行となります。



宇和島信用金庫

お近くの営業店までお気軽にお問い合わせください。

本店営業部 TEL: 0895-22-5422

泉町支店 TEL: 0895-24-1355

恵美須町支店 TEL: 0895-22-6500

吉田支店 TEL: 0895-52-1455

新橋支店 TEL: 0895-22-1424

三間支店 TEL: 0895-58-4333

城南支店 TEL: 0895-22-8282

南宇和支店 TEL: 0895-72-0810

来支店 TEL: 0895-25-8411

卯之町支店 TEL: 0894-62-6000